

集団自決「軍、深い関与」

沖繩戦訴訟 大阪地裁 大江さん側勝訴

沖繩戦の「集団自決」での旧日本軍の命令を否定する元日本軍の守備隊長らが、軍関与を指摘した大江健三郎さん(75)の著書『沖繩ノート』などで名譽を傷つけられたとし、同氏と岩波書店を相手に出版差し止めと慰謝料などを求めた訴訟の判決が二十八日、大阪地裁(深見敏正裁判長)でありました。判決は「集団自決」には「日本軍が深くかかわったものと認められること」、名譽棄損は成立しないと請求を棄却しました。(3、14面に関連記事、4面に判決要旨)

検定意見の根拠崩れる

文部科学省は、この裁判 述から「軍の強制」の言葉での原告の主張を理由の一を削除させる検定意見をつととして日本史教科書の けました。判決によって「集団自決」についての記 の根拠が崩れたことになり

ます。

深見裁判長は元守備隊長の命令自体は「伝達経路が判然としないため認定することには躊躇(ちゅうちゆ)を禁じざるを得ない」としました。しかし、多くの体験者が日本軍兵士から手りゅう弾を渡されていた

と語っていることなどを挙げ、軍の「深い関与」があったと認定。元隊長らが関与したことは「十分に推認できる」とし、学説状況や文献、大江さんらの取材状況を踏まえて『沖繩ノート』などの記述は「真実と信じるに足りる相当の理由があった」とのべました。

沖繩戦「集団自決」 太平洋戦争 末期の一九四五年三月下旬、米軍は沖繩県・慶良間諸島の座間味、渡嘉敷両島を攻撃。その後沖繩本島に上陸し、沖繩戦が始まりました。このなかで、旧日本軍守備隊から住民に渡された手りゅう弾を爆発させたり、肉親同士殺し合うなどして、多くの住民が集団的に死に追い込まれました。一九五〇年に地元新聞記者が執筆した『鉄の暴風』(沖繩タイムス社)で、渡嘉敷、座間味両島の「集団自決」は軍命令と記述されています。

同裁判は沖繩・座間味島の守備隊長だった梅澤裕氏(57)と渡嘉敷島守備隊長だった元大尉(故人)の弟、赤松秀一氏(76)が、『沖繩ノート』と歴史学者の故・家永三郎さんの著書『太平洋戦争』(いずれも岩波書店発行)で名譽を棄損され



判決を受けて会見する大江健三郎さん(左)と大江 大阪市